令和８年度大館市ベンチャーラボ地域おこし協力隊（プレーヤー）募集要領

１．趣旨

大館市では、起業意欲のある人材を地域外から積極的に受け入れ、その定住を図ります。活動を通じて地域に対する理解を深め、新たな視点・発想で起業を目指し、地域経済の活性化に資する人材（プレーヤー）を募集します。

２．概要

⑴　身分は委託型地域おこし協力隊となります。

⑵　大館市において起業を目指す活動を行っていただきます。

⑶　隊員の募集・選定は公募型企画提案競技形式により行います。

⑷　募集人数は７名です。

※　募集人数に達しない場合でも、委託契約の締結に至らないことがあります。

３．委託型地域おこし協力隊について

⑴　個人事業主として、大館市との間で委託契約を締結します。

⑵　地方公務員法及び大館市条例による服務規定は適用されませんが、「大館市地域おこし協力隊設置要綱」に基づく業務委託型隊員として市民の理解のもと活動することを必要とします。

⑶　支払いは報償費相当分及び活動費相当分を委託料として支払います。

⑷　雇用関係がないため、雇用保険には加入しません。健康保険、年金等は自身で加入し、全額自己負担する必要があります。

⑸　大館市内での住居及び車両は自身でご用意いただく必要がありますが、可能な限り大館市でサポートします。費用は委託料の活動費相当分に含めています。

⑹　福利厚生制度はありません。

⑺　副業等については、大館市と協議のうえ、任期中の協力隊活動に支障のない範囲で行うことが可能です。

⑻　任期中に起業する場合は、大館市に事前に協議していただきます。

４．委託期間

令和８年１２月１日～令和９年３月３１日（年度ごとに更新、原則最長３年間）

５．主な業務内容

⑴　大館市での起業に関する事業企画・立ち上げ・情報収集等を行っていただきます。ただし、大館市及び地域住民と連携・協力して次に掲げる地域力の維持及び強化に直接資するもので、かつ公益性を有する活動である必要があります。

ア　農林畜産業に関する活動

イ　環境・水源保全に関する活動
ウ　住民の生活支援に関する活動
エ　地域おこしの支援に関する活動
オ　情報発信・収集に関する活動
カ　新たな業種の企業誘致に関する活動
キ　地域資源を活用した観光振興に関する活動
ク　移住・交流の促進に関する活動
ケ　教育交流・教育視察に関する活動
コ　その他地域力の維持及び強化に資するために必要な活動

⑵　月毎、年間の計画及び委託業務報告

⑶　大館市副業型地域活性化起業人（プロデューサー）、大館市ベンチャーラボ地域おこし協力隊（ディレクター）との面談・協力

⑷　上記⑴～⑶のほか、本事業の目的達成に資する活動

６．就業場所

大館市内

７．応募資格

次に掲げる要件を全て満たす必要があります。詳細については、「令和８年度大館市ベンチャーラボ地域おこし協力隊（プレーヤー）選定審査実施要領」及び「令和８年度大館市ベンチャーラボ地域おこし協力隊（プレーヤー）活動業務仕様書」の内容を必ず確認してください。

⑴　三大都市圏内の都市地域［※１］または地方都市（条件不利地域［※２］を除く）に居住する者で、委託契約締結後［※３］、大館市に住民登録し、生活の拠点を移すことが可能な者

※１　三大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部

※２　条件不利地域とは、次の①～⑦のいずれかに該当する地域
①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法、⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法に指定された地域

※３　委託契約締結日前に大館市に住民登録をした者は対象外

⑵　大館市において起業活動を行う意思を有する者

⑶　積極性・協調性を有し、地域住民・事業者等と連携して事業推進ができる者

⑷　委託期間終了後も大館市に定住することを検討できる者

⑸　地方公務員法第１６条に規定する欠格事項に該当しない者

８．募集テーマ

応募の際、大館市地域おこし協力隊として起業を目指す事業企画の提案をしていただきます。募集テーマの区分は次のとおりです。

⑴　地域イノベーション枠：農業等の地域産業にイノベーションをもたらすビジネス案

⑵　地場ブランド創出枠：地場産品の創出・リブランディングによるビジネス案

⑶　若手チャレンジ枠：挑戦意欲を重視した新規ビジネス案（公募開始時点で 29 歳以下の者のみ応募可能）

⑷　自由ベンチャー枠：テーマによらない革新的・独創的なビジネス案

９．応募方法、受付期間及び応募書類

⑴　応募期間　令和８年６月２３日（火）～令和８年８月１４日（金）

⑵　応募方法　応募書類を次のいずれかへ提出

①　郵送：〒017-8555　大館市字中城２０番地
大館市　商工課　商工係　宛て

②　Web：https://www.city.odate.lg.jp/ex/venture_lab/

⑶　応募書類（各１部）

①　参加申込書（様式１）

②　履歴書（任意様式）

③　志望動機書（任意様式）

④　企画提案書鑑（様式２）

⑤　提案資料（任意様式、ただし以下の内容すべてについて必ず記載する必要があります）

- 事業計画及び概要（商品・サービス、提供価値、提供方法等）
- ターゲット顧客
- ビジネスモデル
- 地域への波及効果
- 地域おこし協力隊としての活動計画（５．⑴を参照ください）

10．スケジュール

①　公募開始（公告日）	令和８年　６月２３日（火）
②　質問書の提出締切	令和８年　７月１０日（金）
③　オンライン質問会の実施	令和８年　７月上旬　～　７月中旬
④　質問に対する回答	令和８年　７月２１日（火）
⑤　応募書類の提出締切	令和８年　８月１４日（金）
⑥　一次審査（書類審査）結果通知	令和８年　８月３１日（月）

⑦　一次審査通過者中間面談	令和８年　９月　７日（月）～　９月１４日（月）
⑧　二次審査（プレゼンテーション）	令和８年１０月　３日（土）、１０月　４日（日）
⑨　審査結果通知	令和８年１０月１５日（木）
⑩　契約締結・業務開始	令和８年１２月　１日（火）
⑪　業務完了（年度で都度更新）	令和９年　３月３１日（水）

11．審査項目

⑴　事業有望性

・　市場規模

・　収益性

・　競争優位性・革新性

⑵　地域適合性

・　地域資源の活用

・　波及効果

・　既存産業との関係性

⑶　応募者の素質

・　スキル・経験

・　ネットワーク

・　定住可能性

12．委託料

１年あたりの委託料は次の通りです。

最大５，５５８，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

うち報償費相当分３，４９８，０００円、活動費相当分２，０６０，０００円

※　令和８年度は年度途中からの活動となりますので、例えば業務開始が１２月１日の場合、最大で２，０４２，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内となります。

※　支払いは毎月の分割払いとなります。ただし、活動費相当分（約１５万円）は当月払い、報償費相当分（約２９万円）は翌月払いとなります。

※　活動費相当分は年度末に実費精算となります。

※　詳細は「令和８年度大館市ベンチャーラボ地域おこし協力隊（プレーヤー）活動業務仕様書」を参照してください。

13．活動中の支援

⑴　伴走支援

①　大館市副業型地域活性化起業人（プロデューサー）による助言

②　大館市ベンチャーラボ地域おこし協力隊（ディレクター）による助言

③　アドバイザーによる助言

⑵　ネットワーク提供

①　地域住民との連携支援

②　地元企業や商工団体の紹介

⑶　資金調達支援

14．問い合わせ先

大館市　産業部　商工課　商工係

電　話：0186-43-7071

メール：syoko@city.odate.lg.jp

※　応募要件や制度概要についての質問のみを受け付け、公募型企画提案競技に関する質問は一切受け付けません。公募型企画提案競技に関する質問書の提出方法については、「令和８年度大館市ベンチャーラボ地域おこし協力隊（プレーヤー）選定審査実施要領」を参照してください。